



巻頭言

環境条約のより効果的な実施を求めて

西南学院大学 Toru Iwama
副学長 岩間 徹

米国ジョージタウン大学のワイス教授が1999年に書いた論文によると、1998年現在、すでに1,000以上の環境関連の条約が存在していた。特に、1972年以降その数は急増した。同年は、国連史上はじめて環境関連の国際会議（ストックホルム国連人間環境会議）が開かれた年であった。その後、1992年のリオ会議（国連環境開発会議）、2002年のヨハネスブルグ会議（持続可能な開発に関する世界サミット）を経て、環境条約は増加し、今日に至っている。この増加傾向は、他の分野には見られない現象である。そのことは、それだけ多くの国際的な環境問題が国際社会に発生し、問題が深刻化しているともいえる。さらに最近では、オゾン層破壊、地球温暖化、種の絶滅や生物多様性の損失などのいわゆる地球規模の問題もあらわれてきた（詳しくは本号の紹介論文を参照のこと）。

国際的あるいは地球規模の環境問題を解決するためには、国際協力が不可欠である。関係国あるいは国際社会を構成するすべての国が問題点を共有し、国際共同行動をとることが求められる。その際、問題（領域）によっては、法規範の設定と適用により問題の解決をはかる国際条約の果たす役割は大きい。急増する環境条約はそのことを示している。

環境条約は、歴史的にみると、対象地域がヨーロッパ諸国から途上国を含む世界各地、さらには地球規模にひろがり、種類としては二国間あるいは地域的なものから地球規模なものへと発展してきた。

ところで、最近の地球規模の環境問題に関する条約には、いくつかの新しい特徴がみられる。その主なものをあげてみると、第1に、その目的とするところは、たとえば温暖化防止、オゾン層破壊防止、種の絶滅防止、海洋環境の保全などに

みられるように国際社会全体の共通利益の実現である。従って、この種の条約は国連主催またはその枠組みの中で開催される国際会議で交渉され、採択される場合が多い。第2に、この種の条約は今までの環境条約に見られない新しい原則を導入している。たとえば、持続可能な発展原則、予防原則、義務の差異性の原則、世代間公平の原則などである。第3に、条約の目的を効果的に実現する手法として、伝統的な規制的手法以外に、経済的手法や誘導的手法などの非規制的手法を採用している。

環境条約の急増は、他方では、問題点も抱えている。その最大のもの、環境条約は数多く存在するが十分に国内実施されていない、従って、条約の効果が十分あらわれていないという問題である。環境条約は各締約国の国内社会に適用されてはじめてその効果を発揮する。そのためには締約国の国内法による規制措置その他が必要である。しかし、現実には、締約国、特に途上国の科学的知見、行政能力、技術・資金の欠如や不足などのために十分な国内対応ができていない。環境条約はその面での国際支援措置を準備しているが、最近の各国の逼迫する財政状況の下、十分に機能していない。

日本の環境条約の締結や批准の状況は非常によいといえる（参照、『地球環境条約集』（中央法規出版社））。しかし、世界の自然資源を大量に消費し、世界の環境に大きな負荷を与えている先進国としての日本は、これまで以上に、その知見と経験を生かし、JICA等による二国間協力や国連機関などでの多数国間協力により、環境条約の国内実施に対して国際支援をすることが求められる。積極的な環境外交による環境立国のオプションの選択が望まれる。